

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年4月12日に公表した実施に関する方針に対する  
質問回答書

令和6年4月30日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 実施に関する方針に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	1	1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	②種類について、既に敷設されている情報ボックスは、「道路付属物(道路照明、道路標識等)」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	1	1	(5)	特定事業の概要	①事業概要について、「本事業は既存の占有者の・・・既存ストックを活用しない条件で提案を行うこと」と記載されていますが、提案にあたって既存ストック活用を含んだ内容は全て不可との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	4	1	1	(9)	民間事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和14年度から令和35年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、完成・引渡し及早まった場合に限らず、支払期間を短縮することは可能でしょうか。	国が支払う対価の支払期間の短縮は、いたしません。
4	実施方針	4	1	1	(9)	民間事業者への支払	②維持管理企業に係る対価について、引渡し日が1年以上前倒しになった場合、本対価の支払期間も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	記載の通り、本施設の完成・引渡しが想定スケジュールより早まった場合は、維持管理業務に係る対価の改定については協議しますが、支払期間は変更しません。
5	実施方針	10	2	5	(1)	応募者の構成	⑥「ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が第1.1(5)②ウに掲げる工事監理業務と第1.1(5)②イに掲げる工事業務のうちa 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びb 電線共同溝工事業務を実施することはできない。」ありますが、第1.1(5)②イに掲げる工事業務cの業務と第1.1(5)②ウに掲げる工事監理業務は兼務できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	10	2	5	(1)	応募者の構成	⑥「また、応募企業の場合、第1.1(5)②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。」とありますが、応募グループの場合は適用外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	17	2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「工事監理企業は、次の要件を満たさなければならない。」とありますが、①～④のすべての要件を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	19	2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	④「上記②のア及び③のイの実績として挙げた業務等の実績が・・・ものは、実績として認めない。」とありますが、国発注の委託工事やPFI事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務が含まれる国発注の電線共同溝に関する委託工事やPFI事業の場合は、実績として認めます。
9	実施方針	20	2	5	(7)	維持管理企業の参加資格要件	④「平成21年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、・・・実績を有していること。」とありますが、電線共同溝PFI事業の維持管理業務は事業完了まで事業年度毎に完了していますので、その事業年度の完了も実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業が完了したものでないと実績としては認めません。
10	実施方針	36	別紙5		16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	実施方針	37	別紙5		26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	38	別紙5		42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。